

第2回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和2年8月31日(月) 午後1時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 12名

1番 嗟 峨 弘 巳

2番 押 切 秀 志

3番 橋 場 和 幸

4番 篠 原 弘

5番 百 々 栄 二

6番 山 下 康 紀

7番 谷 口 正 明

8番 宮 崎 義 幸

9番 新 井 功 仁 恵

10番 妹 尾 伸 二

11番 阿 部 栄 子

12番 白 川 英 之

4 出席職員 3名

事務局長 中 田 昌 浩

農政係長 内 村 和 樹

農地係 長 島 宇 哉

5 議 事

- | | | |
|--------|---------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | | 総会成立報告 |
| 日程第 2 | | 開会 |
| 日程第 3 | | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第 4 | | 会期の決定 |
| 日程第 5 | | 会務報告 |
| 日程第 6 | 報告第 1 号 | 農地法第 4 条の規定による許可申請に伴う指令書の
交付について |
| 日程第 7 | 議案第 1 号 | 土地の現況証明願について |
| 日程第 8 | 議案第 2 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 9 | 議案第 3 号 | 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期
報告について |
| 日程第 10 | 議案第 4 号 | 農用地利用集積計画作成要請について |
| 日程第 11 | | 次回総会日程（予定）について |

事務局 長

第2回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ12名であります。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議 長

それでは午前中の会議に引き続きまして、総会ということでこれからの審議よろしく願いいたします。

先週から日本の国内情勢として、総理大臣の辞任表明があり、来月にかけて日本国内の政治は色々と動きがあるかと思えますけれども、私たち農業人としては、国に対して、今後とも農業情勢を良くしていただけるような施策を願いつつ、見守っていきたいと思います。

今月の19日には、1日研修会ということで、勉強していただきましたが、今後とも研修・勉強等につきましても、尽きることなくしながら、地元農業委員としての活動を続けていきたいと思えますので、その辺の研さん等も含めて、よろしく願いしたいと思えます。

本日の総会に関しては報告事項が1件、議案4件の提案をしておりますので、慎重審議をお願いしまして、開会にあたっての挨拶に代えさせていただきます。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、1番嵯峨委員、2番押切委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事務局 長

(会務報告あるも省略)

議 長

事務局より報告が終わりました。

ただ今の会務報告を含め、本日の議案関係以外で質問等があれば、これを受けます。

各 委 員

(なしの声)

議 長

ないようなので、これで、会務報告を終了します。

日程第6 報告第1号 農地法第4条の規定による許可申請に伴う指令書の交付についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

報告第1号 農地法第4条の規定による許可申請に伴う指令書の交付について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第4条第3項の規定では、「農業委員会は転用許可に係る申請書の提出があったときは、農林水産省令で定める期間内に、当該申請書に意見を付して、都道府県知事に送付しなければならない。」とされており、同条第4項では、「前項の規定により意見を述べようとするときは、あらかじめ、都道府県農業会議の意見を聴くこと」とされております。

本案は、5月28日開催の第35回総会及び6月25日開催の第36回総会において審議がなされました農地転用許可申請6件に対する許可指令書の交付でございますが、

整理番号1は厚陽〇〇番地、〇〇〇〇氏が、農業用施設（育成舎、堆肥盤）の建設に伴い北海道知事に農地転用の許可申請を行っていたものですが、〇月〇〇日付け釧農務第〇〇〇号指令により許可決定の通知をいただき、〇月〇〇日に農業委員会より指令書の交付を行っております。

次に整理番号2は姉別南〇〇〇番地、〇〇〇〇氏が、農業用施設（育成舎、堆肥盤）の建設に伴い北海道知事に農地転用の許可申請を行っていたものですが、〇月〇〇日付け釧農務第〇〇〇号指令により許可決定の通知をいただき、〇月〇〇日に農業委員会より指令書の交付を行っております。

次に整理番号3は茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏が、農業用施設（育成舎、堆肥舎、機械倉庫、飼料庫）の建設に伴い北海道知事に農地転用の許可申請を行っていたものですが、〇月〇〇日付け釧農務第〇〇〇号指令により許可決定の通知をいただき、〇月〇〇日に農業委員会より指令書の交付を行っております。

次に整理番号4は茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏が、農業用施設（農業機械格納庫）の建設に伴い北海道知事に農地転用の許可申請を行っていたものですが、〇月〇〇日付け釧農務第〇〇〇号指令により許可決定の通知をいただき、〇月〇〇日に農業委員会より指令書の交付を行っております。

次に整理番号5は茶内東〇線〇〇番地〇、〇〇〇〇氏が、農業用施設（育成舎）の建設と牛舎の増改築に伴い北海道知事に農地転用の許可申請を行って

たものですが、〇月〇〇日付け釧農務第〇〇〇〇号指令により許可決定の通知をいただき、〇月〇〇日に農業委員会より指令書の交付を行っております。

次に整理番号6は茶内西〇線〇〇番地〇、〇〇〇〇氏が、従業員住宅の建設に伴い北海道知事に農地転用の許可申請を行っていたものですが、〇月〇〇日付け釧農務第〇〇〇〇号指令により許可決定の通知をいただき、〇月〇〇日に農業委員会より指令書の交付を行っております。

以上、御報告申し上げますので、御承認くださるよう、よろしく願いいたします。

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、報告第1号の質疑を行います。
まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号5の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号6の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり承認されました。

次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり承認されました。

次に、整理番号3を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号3は、原案のとおり承認されました。

次に、整理番号4を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号4は、原案のとおり承認されました。

次に、整理番号5を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号5は、原案のとおり承認されました。

次に、整理番号6を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号6は、原案のとおり承認されました。

日程第7 議案第1号 土地の現況証明願についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第1号 土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

北海道農地法関係事務処理要領第8の4の(4)の規定では、「農業委員会は、土地の現況証明願を受領したときは、農業委員3名以上で現地を調査して判断するものとし、証明書は必ず総会の審議に付した後に発行すること」とされております。

本案は、7件の現況証明願でございますが、

浜農委2-7号の願出人は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、願出地は茶内西〇線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、登記地目変更後の売渡を目的とした現況地目の確認でございます。

次に、浜農委2-8号の願出人は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、願出地は茶内西〇線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、登記地目変更後の生前贈与を目的とした現況地目の確認でございます。

次に、浜農委2-9号の願出人は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、願出地は茶内西〇線〇〇番ほか〇筆、面積〇〇〇㎡で、施設用地部分の現況地目の確認でございます。

次に、浜農委2-10号の願出人は、西円朱別西〇〇〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏、願出地は西円朱別西〇〇〇線〇〇番〇、〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡のうち〇、〇〇〇㎡で、バンカーサイロの建設を目的とした現況地目の確認でございます。

現地調査につきましては、谷口委員、篠原委員、山下委員により〇月〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、どの願出地も、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

次に、浜農委２－１１号の願出人は、藻散布〇〇番地、〇〇〇〇氏、願出地は藻散布〇〇〇番ほか〇筆、面積〇、〇〇〇㎡で、登記地目変更を目的とした現況地目の確認でございます。

次に、浜農委２－１２号の願出人は、厚陽〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、願出地は厚陽〇〇〇番、〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡のうち〇〇〇㎡で、施設用地部分の現況地目の確認でございます。

次に、浜農委２－１３号の願出人は、姉別緑栄〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、願出地は姉別緑栄〇〇番、〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡のうち〇、〇〇〇㎡で、植林を目的とした現況地目の確認でございます。

現地調査につきましては、百々委員、嵯峨委員、妹尾委員により〇月〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、どの願出地も、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、長島主事の方から説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

長 島 主 事

(詳細説明あるも省略)

事 務 局 長

(補足説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。
調査委員の方々、何かありませんか。

調 査 委 員

(なしの声)

議 長

特にないようなので、これから、議案第１号の質疑を行います。本案については、浜農委２－９号で〇〇番〇〇委員、浜農委２－１２号で〇番〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第１０条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、順番を変えて議案の審議を行いたいと思います。

順番につきましては、浜農委２－７号、８号、１０号、１１号、１３号、９号、１２号の順に審議を行います。

それでは、浜農委２－７号について、質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議	長	質疑なしと認めます。 次に、浜農委２－８号の質疑を行います。質疑ありませんか。
各	委員	(質疑なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 次に、浜農委２－１０号の質疑を行います。質疑ありませんか。
各	委員	(質疑なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 次に、浜農委２－１１号の質疑を行います。質疑ありませんか。
各	委員	(質疑なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 次に、浜農委２－１３号の質疑を行います。質疑ありませんか。
各	委員	(質疑なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、浜農委２－７号を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各	委員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、浜農委２－７号は、原案のとおり可決されました。 次に、浜農委２－８号を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各	委員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、浜農委２－８号は、原案のとおり可決されました。 次に、浜農委２－１０号を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、浜農委２－１０号は、原案のとおり可決されました。

次に、浜農委２－１１号を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、浜農委２－１１号は、原案のとおり可決されました。

次に、浜農委２－１３号を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、浜農委２－１３号は、原案のとおり可決されました。

次に、浜農委２－９号の質疑を行います。本案については、〇〇番〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第１０条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(〇〇委員退席)

それでは、これから、浜農委２－９号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、浜農委２－９号を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、浜農委２－９号は、原案のとおり可決されました。

(〇〇委員入室)

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては長島主事より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしておりますことを申し添えいたします。

長 島 主 事

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
続いて、担当委員より補足説明を受けます。
7番谷口委員、お願いします。

谷 口 委 員

〇〇〇〇氏が〇〇〇〇〇〇〇〇〇に営農用地として使用貸借するため、許可することに問題ないと考えます。

議 長

ありがとうございました。
それでは、これから議案第2号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第2号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第3号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第3号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第6条第1項では、「農地所有適格法人であって、農地若しくは採草放

より、議事参与の制限に該当いたしますので、順番を変えて議案の審議を行いたいと思います。

順番につきましては整理番号1、2、3、4、7、8、5、6の順に審議を行います。

まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号7の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号8の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号3を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号4を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号7を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号7は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号8を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号8は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号5、6の質疑を行います。○番〇〇委員

が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(〇〇委員退席)

それでは、これから、整理番号5の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号6の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号5を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号5は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号6を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号6は、原案のとおり可決されました。

(〇〇委員入室)

日程第10 議案第4号 農用地利用集積計画作成要請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 議案第4号 農用地利用集積計画作成要請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項では、「農業委員会は、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、農用地利用集積計画を定めるべきことを、町長に対し要請するものとする。」としております。

本案は、〇〇〇〇〇〇〇〇による買入1件、個人間での利用権移転1件、合計2件の農用地利用集積計画書の作成要請でございますが、

整理番号1の権利を移転する者は、茶内西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏で対象地は茶内旭〇丁目〇〇〇番ほか〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を〇〇〇〇〇〇〇〇である〇〇〇〇〇〇〇〇に売買による所有権の移転を行おうとするものでございます。

次に、整理番号2の所有権を有する者は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇氏、対象地は茶内西〇〇線〇〇〇番、〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡の内〇万〇、〇〇〇㎡で、借受人である、茶内西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏の経営規模縮小に伴い、茶内西〇線〇〇番地、〇〇〇氏に賃貸借権の移転を行おうとするものでございます。

以上、それぞれ関係者の同意により、新たな権利を設定し、農用地利用集積計画を定めるべく、町長に要請しようとするものでありますが、詳細につきましては農政係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、本案については、議案関係資料の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申し添えいたします。

農政係長

(詳細説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第4号の質疑を行います。
まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。
10番、妹尾委員。

妹尾委員

借賃〇、〇〇〇円の根拠は教えていただけるのか？

議長 長 ただいま議案第4号整理番号2に関して1点確認事項がございますので、ここで暫時休憩に入ります。

(休憩 午後2時15分)

(再開 午後2時20分)

議長 長 会議を再開いたします。
議案第4号整理番号2について事務局より説明をお願いします。

事務局 長 金額の根拠ということですが、平成〇〇年〇〇月〇〇日に当時の農業委員会で現地調査を行っております。この土地については全部で約〇町歩ほどありますが、西側は〇〇〇〇さんが使っていて、東側を〇〇さんが使っておりました。全部で〇, 〇〇〇円という金額が出ましたが、面積の割合で按分して、〇〇さんが〇, 〇〇〇円、〇〇さんが〇, 〇〇〇円となりました。

議長 長 整理番号2について、他に何かご質問ございませんか？

各委員 (なしの声)

議長 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

日程第11 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事務局長 | 次回総会日程につきましては、9月30日、水曜日、午前10時からを提案いたします。

議長 | 事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、9月30日、水曜日、午前10時からということよろしいでしょうか。

各委員 | (異議なしの声)

議長 | 異議がないようなので、次回総会日程については、9月30日、水曜日、午前10時からに決定いたしました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。

これで、第2回浜中町農業委員会総会を終了いたします。

ご苦労さまでした。

閉会時刻 午後2時25分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会

会長 白川英之

浜中町農業委員会

1番 嵯峨弘巳

浜中町農業委員会

2番 押切秀志

農地法第3条調査書

調査日：令和2年8月24日

第2回浜中町農業委員会総会
議案第2号 整理番号1 (使用貸借権設定)

貸主	〇〇〇 〇〇	借主	〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	谷口委員				
	判 断 理 由			該 当	
第2項第1号 (全部効率利用)	借主は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	農地所有適格法人以外の法人ではないので該当はしない。			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので該当はしない。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	借主は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は貸主の所有地であり転貸には該当しない。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については、農業委員1名と事務局職員1名が現地状況等を確認した。			しない	

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第2回浜中町農業委員会総会

議案第4号 整理番号1 (所有権移転)

移転を受ける者	○○○○○○○○	移転をする者	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判断の理由		適合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		—	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)		—	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		—	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		—	
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		する	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。		—	

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第2回浜中町農業委員会総会

議案第4号 整理番号2 (利用権移転)

移転を受ける者	○ ○ ○	移転をする者	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判断の理由		適合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)		する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		—	
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		する	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。		—	

